

11月～12月は 県税・市町村税 徴収強化月間です

納税の公平・公正を確保するため、11月と12月を「県税・市町村税徴収強化月間」と定め、沖縄県と連携して徴収対策を強化しています。催告をしても納めていただけない滞納者に対し預貯金・給与・不動産・生命保険・自動車・バイクなどを差し押えし、それでも納付がない場合は公売などを実施しています。

滞納処分 Q&A



滞納処分について、町民のみなさんから寄せられる問い合わせの主なものについて、お答えします。

Q 借金があるため、税金が払えないのですが…

A 税金は、法律によりすべての債務(借金を含む)に優先すると定められています。そのため、個人債務よりも税金が優先されます(地方税法第14条)。

Q 突然、財産を差し押えされました。あんまりではないでしょうか。

A 税は、納期内納付が原則です。法律では、督促状発送日から10日を経過した日までに完納されない場合は、「財産を差し押えなければならない」と明示してあります(地方税法331条他)。

Q 差し押えの前に連絡はしないのですか。

A 差し押え等を行うにあたっては、必ず督促などの通知が送付されていますので、事前に連絡することはありません。

Q 個人の財産を勝手に調べるのは、プライバシーの侵害ではないのですか。

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき、財産すべてに対する調査権限が発生するため、プライバシーの侵害になりません。また、この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は協力しなければなりません。

Q 少額滞納でも差し押えをするのですか。

A 滞納金額の大小にかかわらず、差し押え等を行います。「少額の滞納だから差し押えはされないはず…」とは、考えないでください。納付が困難な場合は、まずご相談ください。



お問い合わせ 税務課 管理収納班 ☎889-0523

平成27年1月から 70歳未満の人の高額療養費の 自己負担限度額が変わります！



高額療養費とは、同一月(1日から月末まで)にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が高額療養費として支給される制度です。平成27年1月から、国民健康保険に加入している70歳未満の人の自己負担限度額が以下のように変更となります。

平成26年12月診療分までの自己負担限度額			平成27年1月診療分より自己負担限度額		
所得区分※1	3回目まで	4回目以降※2	所得区分※1	3回目まで	4回目以降※2
A 上位所得者 600万円超	150,000円 +(総医療費－500,000円)×1%	83,400円	ア 901万円超	252,600円 +(総医療費－842,000円)×1%	140,100円
			イ 600万円超 901万円以下	167,400円 +(総医療費－558,000円)×1%	93,000円
B 一般	80,100円 +(総医療費－267,000円)×1%	44,400円	ウ 210万円超 600万円以下	80,100円 +(総医療費－267,000円)×1%	44,400円
			エ 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円
C 住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円	オ 住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 同一世帯の国保加入者の基礎控除後の総所得金額等に当たります。

※2 過去12ヶ月間に、同一世帯で自己負担限度額を3回以上超えた場合は4回目から4回目以降の限度額になります。

医療費が高額になったときは限度額適用認定証の提示を忘れずに！

国民健康保険に加入している人が入院などで医療費が高額になったとき、医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証の申請は国保年金課の窓口で発行します。申請の際には以下のものがが必要です。

①申請する人の国民健康保険被保険者証(保険証) ②印かん(認印)

※70歳以上の人は、限度額適用認定証の提示が必要のない人もいます。まずは、お電話でお問い合わせください。

70歳未満で平成26年8月から12月までに限度額適用認定証の交付された方については、自己負担限度額変更に伴う、新しい限度額適用認定証を12月中に郵送いたします。

お問い合わせ
国保年金課 ☎889-1798



臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

申請期間を延長いたしました！ 申請をお早めに！！

平成26年
12/26
金曜日まで

申請期間を過ぎた場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

★給付金の支給には、申請が必要となります。下記の書類の提出をお願いいたします。
(支給対象の見込みがある方へは、封書にて申請書を発送しております。公務員の方は、職場より申請書が配布されています。)

◆臨時福祉給付金◆

- ・申請書
- ・支給対象者全員分の本人確認書類の写し
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・その他必要書類

◆子育て世帯臨時特例給付金◆

- ・申請書
- ・児童手当受給証明書(公務員の方のみ)
＜児童手当の受取口座以外に振込みを希望される場合＞
- ・受給者の本人確認書類の写し
- ・振込先口座の通帳の写し

※臨時福祉給付金…平成26年度の住民税(均等割)が非課税の方を対象とした給付金(生活保護受給者を除く)

※子育て世帯臨時特例給付金…平成26年1月分の児童手当受給者を対象とした給付金(生活保護受給者、臨時福祉給付金の対象児童、平成26年度の所得が児童手当の所得限度額を超える方を除く)

★町外の方に扶養されている場合は、お手数ですが、お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ こども課 2つの給付金対策室(庁舎2階⑦番窓口) ☎851-3989

平成27年度

町立幼稚園の園児募集 ～入園と預かり保育について～



■募集期間 平成26年12月1日(月)～12日(金)(土、日、祝日除く)

■対象園児 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれで町内に住所を有する幼児(満5歳児のみ)

■書類交付・受付場所・配布開始 11月17日(月)～
・受付 各幼稚園・学校教育課(役場4階)

入園について

教育時間
(7:30～14:00まで)
※4月は11時降園

【提出書類】①支給認定申請書・入園願書
②幼児の状況調査票(写真添付)
③南風原町口座振替依頼書(各自で銀行等へ提出してください) ※ゆうちょは指定様式があります。

【保育料等】平成27年度から国の制度が変わり、保育料等に関して変更があります。
決まり次第お知らせします。＜参考＞平成26年度 入園料 7,200円 保育料 月額5,000円

【給食費】月額3,000円(※毎週火曜日は弁当日です。)(※給食は5月から開始となります)

預かり保育 について

(14:00～18:30まで)
※4月は
11:00～18:30

【対象園児】幼稚園に在園し幼稚園の教育課程にかかる教育時間終了後の保育を希望する園児

【提出書類】①預かり保育申込書

【保育期間】[平日]幼稚園の教育課程にかかる教育時間終了後14:00～18:30
[夏季休業及び冬季休業期間]7:30～18:30

【休業日】・土曜日及び日曜日
・国民の祝日に関する法律に規定する日
・12月29日から翌年1月3日及び慰霊の日
・園長が指定した日
・春休み期間

【預かり保育料】平成27年度から国の制度が変わり、保育料等に関して変更があります。決まり次第お知らせします。
＜参考＞H26年度 預かり保育料：月額5,000円＞

※預かり保育を希望する方は、ケータリングの手続きが幼稚園であります。
(オリエンテーションで説明予定)(ケータリングとは、おやつ代、4月分・夏・冬休みの昼食を委託希望する方の手続きとなっております。)

固定資産(家屋)について ～お知らせとお願い～

①家屋を取り壊したとき
住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは「家屋滅失届」を提出してください。

建物を取り壊しても、届出がないと壊したことが確認できず、誤って課税されることになりかねません。納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、その年の4月から始まる年度について1年分課税されます。年の途中で取り壊しても、年税額は変わりませんのでご注意ください。



②家屋の名義を変更したとき
登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

登記されている家屋は、法務局での名義変更手続き(所有権移転登記)をすると法務局から役場へ新しい所有者に関する通知が送られてくるため、所有者を変更することができますが、登記されていない家屋については役場へ届出をしていただかないと所有者の変更ができません。

登記の有無については、納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書のページをご確認いただき、登記されていない家屋には家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されています。

お問い合わせ 税務課 資産税班 家屋係 ☎889-4413